

企業の社会的責任(CSR)や地方創生等の  
取組みを推進する会社の発展を応援します!

# 社会貢献応援型 特定社債保証

## 制度の特徴

一定の財務要件を満たし、企業の社会的責任(CSR)ならびに地方創生等に関する取組みを行う会社の発行する社債(私募債)について保証を行う制度です。

## 保証限度額

# 4億5千万円

経営安定関連保証を除く普通保証、  
無担保保証、特定社債との合計で  
5億円が限度。

## 代表者保証不要

法人代表者を含め、連帯保証人は  
必要ありません。

## 保証料割引

一般の基準料率より保証料率を  
0.1~0.45%引き下げ。

## 社会貢献応援型特定社債保証 (略称:特定社債・貢献)

<b>保証の対象 (資格要件)</b>	<p>申込時の決算年度、または、申込直前の決算年度に、企業の社会的責任(CSR)ならびに地方創生等に関する取組みを行った、または行っている中小企業者であって、以下の(1)から(3)のいずれかに該当する方。</p> <p>(1)純資産額が5千万円以上3億円未満であり、以下の①又は②のいずれか1項目及び③又は④のいずれか1項目を充足すること。</p> <p>①自己資本比率が20パーセント以上であること。 ②純資産倍率が2.0倍以上であること。 ③使用総資本事業利益率が10パーセント以上であること。 ④インタレスト・カバレッジ・レーシオが2.0倍以上であること。</p> <p>(2)純資産額が3億円以上5億円未満であり、以下の①又は②のいずれか1項目及び③又は④のいずれか1項目を充足すること。</p> <p>①自己資本比率が20パーセント以上であること。 ②純資産倍率が1.5倍以上であること。 ③使用総資本事業利益率が10パーセント以上であること。 ④インタレスト・カバレッジ・レーシオが1.5倍以上であること。</p> <p>(3)純資産額が5億円以上であり、以下の①又は②のいずれか1項目及び③又は④のいずれか1項目を充足すること。</p> <p>①自己資本比率が15パーセント以上であること。 ②純資産倍率が1.5倍以上であること。 ③使用総資本事業利益率が5パーセント以上であること。 ④インタレスト・カバレッジ・レーシオが1.0倍以上であること。</p> <p>(注)各指標については、信用保証協会への申込みの日の直前の決算におけるものとします。</p>																														
<b>対象資金</b>	<p>事業資金 (運転資金、設備資金)</p> <p>(注)中小企業者の事業経営上利益とならない金融機関の旧債決済資金は除きます。</p>																														
<b>保証条件</b>	<b>保証形式</b>	信用保証協会及び金融機関の共同保証形式とします。 ただし、証券化を活用するものにあつては、この限りではありません。																													
	<b>保証限度額</b>	<p>4億5,000万円以内</p> <p>※経営安定関連保証を除く普通保証、無担保保証、特定社債との合計で5億円以内</p> <p>※80%保証のため、保証付き私募債の発行価額は5億6,000万円以内</p> <p>※1回の発行額は3,000万円以上</p>																													
	<b>保証期間</b>	2年以上7年以内																													
	<b>返済方法</b>	定時償還、満期一括償還																													
	<b>発行形式</b>	振替債 (社債の種類は問わない)																													
	<b>担保</b>	原則として、保証金額2億円(社債発行額は2億5,000万円)を超える場合は徴求します。 この場合、保証協会が担保設定します。																													
	<b>保証人</b>	不要 (法人代表者も不要)																													
	<b>貸付利率</b>	発行体所定利率																													
<b>保証料率</b>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準料率</td> <td>1.90%</td> <td>1.75%</td> <td>1.55%</td> <td>1.35%</td> <td>1.15%</td> <td>1.00%</td> <td>0.80%</td> <td>0.60%</td> <td>0.45%</td> </tr> <tr> <td>適用料率</td> <td style="color: red;">1.45%</td> <td style="color: red;">1.35%</td> <td style="color: red;">1.25%</td> <td style="color: red;">1.15%</td> <td style="color: red;">1.00%</td> <td style="color: red;">0.90%</td> <td style="color: red;">0.70%</td> <td style="color: red;">0.50%</td> <td style="color: red;">0.35%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・申込人が会計参与設置会社である場合は、会計割引(-0.10%)を適用します。 ・物的担保の提供がある場合は、有担保割引(-0.10%)を適用します。</p>	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	基準料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	適用料率	1.45%	1.35%	1.25%	1.15%	1.00%	0.90%	0.70%	0.50%	0.35%
区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																						
基準料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%																						
適用料率	1.45%	1.35%	1.25%	1.15%	1.00%	0.90%	0.70%	0.50%	0.35%																						
<b>責任共有</b>	部分保証 (80%保証)																														
<b>取扱金融機関</b>	十八銀行、親和銀行、福岡銀行、西日本シティ銀行、佐賀銀行、北九州銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、商工組合中央金庫																														
<b>申込添付書類</b>	①保証委託申込書(特定社債保証用) ②特定社債保証資格要件申告書 ③社会貢献応援型特定社債保証 要件確認書 ④その他保証協会が必要とする書類																														
<b>留意事項</b>	①取扱金融機関は、本制度に関する覚書締結金融機関とします。 ②本制度の利用にあたっては、資格要件確認のための事前協議を必要とします。 ③実行後の各種報告等には、本制度専用の様式を使用します。																														
<b>保証申込期間</b>	平成30年11月1日～平成33年3月31日																														